

第5回 奈良県広域水道企業団設立準備協議会 資料

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| 1 奈良県広域水道企業団規約について | P 1 |
| 別添1 規約案 | |
| 2 奈良県広域水道企業団基本計画(R5年2月策定)の
改定について | P 2 |
| 別添2 基本計画改定案 | |
| 別添3 基本計画 附属資料案 | |
| 【参考】 今後のスケジュール | P 3 |

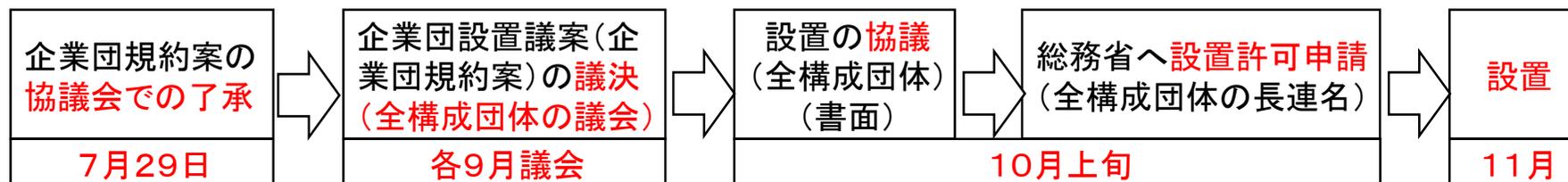
令和6年7月29日

1 奈良県広域水道企業団規約について

○企業団(一部事務組合)設置のために必要なプロセス(法定)

- ①構成団体の協議により規約を定め、総務大臣の許可を得ること(地方自治法第284条)
- ②上記協議について、あらかじめ構成団体の議会の議決を経ること(同法第290条)
- ③地方自治法上、規約に設けなければならないとされている事項を必ず盛り込むこと(同法第287条)

○企業団(一部事務組合)設立スケジュール



規約(案)作成の基本的考え方

○地方自治法(第287条)上の必置事項は漏れなく規定

- ①名称
- ②構成団体
- ③共同処理する事務
- ④事務所の位置
- ⑤議会の組織・議員の選挙の方法
- ⑥執行機関の組織・選任の方法
- ⑦経費支弁の方法

○奈良県独自の事項を追加規定

- ①公営企業としての運営堅持
(コンセッション方式への移行や民営化を行わないこと)
- ②統合後の水道料金の基本的な考え方

○その他、他府県先進団体の企業団規約を参照

規約(案)構成

- 第1条 名称
- 第2条 構成団体
- 第3条 共同処理する事務(内容・公営企業の堅持)
- 第4条 事務所の位置
- 第5～8条 議会(定数・選挙方法・任期・正副議長等)
- 第9条 企業長(任命方法・任期等)
- 第10条 副企業長(任命方法・任期等)
- 第11条 補助職員(任免方法・定数等)
- 第12条 監査委員(定数・任期等)
- 第13条 運営協議会(目的・構成)
- 第14条 財務(経費支弁方法・水道料金の基本的考え方)
- 第15条 補則
- 附則 施行期日・経過措置

別添1 参照

2 奈良県広域水道企業団基本計画(R5年2月策定)の改定について

- R5年2月の基本協定締結時、一体化後の企業団運営の基本方針として「基本計画」を協議会構成団体合意のもと策定
- 今般、企業団規約案の作成に併せ、基本協定締結以降において協議会で協議・合意された事項等を反映するため、基本計画を改定



主な改定内容

- 基本計画締結(R5年2月)以降において協議会で協議・合意された事項の反映
 - ①企業団本部の位置
 - ②組織
 - ・副企業長(定数、選出の考え方、任期)
 - ・企業団議会の議員(定数、配分の考え方、任期)
 - ・監査委員(定数、任期) など
 - ③施設整備
 - ・施設整備の具体的計画(広域化施設整備計画と経年施設更新計画) など
 - ④財政運営
 - ・水道料金(基本的考え方)
 - ・用水供給単価(基本的考え方)
 - ・加入金等の取扱 など
- 協議会で協議・合意され、かつ、企業団設立申請に当たって作成が求められている事項の反映
 - ⑤財政収支の見通し
- その他、文言の整理なども実施

別添2 参照

別添3 参照

【参考】今後のスケジュール

時 期		主 な 事 項
R6年度	7月	○協議会(今回) ・企業団規約(案)、基本計画改定(案)
	9~10月	○【全構成団体】各議会(9月議会)へ企業団設立議案の提案
		✓【全構成団体(連名)】国へ一部事務組合(企業団)設立許可申請 ✓その他準備
	11月	○一部事務組合(企業団) 設立
		✓【全構成団体】各議会へ関係議案提案(関係条例等廃止議案 等) ✓【全構成団体】国又は県へ事業廃止許可申請 ✓【企業団】企業団議会へ関係議案提案(関係条例制定議案、予算案 等) ✓【企業団】国へ事業認可申請・国交付金要望 ✓その他準備
R7年度	4月	○事業統合